

大阪府景観計画 届出のてびき

令和3年11月
大阪府建築部
建築指導室建築企画課

目次

はじめに.....	1
景観計画とは.....	1
良好な景観の形成に関する方針(景観形成方針).....	1
良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項(景観形成基準).....	1
景観計画区域の概要.....	2
手続きの流れ.....	3
届出の対象行為.....	4
適用除外.....	5
届出の対象規模.....	6
届出時期(期限).....	6
景観計画区域行為届出書記入要領.....	7
届出の添付図書.....	10
景観形成事前協議書(大阪湾岸区域における色彩基準の適用除外特例).....	11
景観計画区域行為変更届出書.....	11
氏名等変更届出書.....	12
行為取りやめ届出書.....	12
景観計画区域行為完了届出書.....	12
書類の提出部数.....	12
罰則.....	12
届出の窓口.....	13

はじめに

大阪府では、「美しい世界都市大阪」の実現に向けて、府民や事業者の皆さんとともに、魅力ある景観づくりを進めるために、平成10年10月に制定した大阪府景観条例に基づき届出制度を実施してまいりましたが、平成16年6月に公布された景観法を有効に活用することとして平成20年3月に大阪府景観条例を改正し、平成20年10月1日から新たな景観計画に基づく届出制度を運用しています。

景観計画に位置付けた景観計画区域内で、大規模な建築行為などを行う際には、景観法第16条の規定により、届出が義務付けられます。

景観計画とは

景観法第8条の規定により、良好な景観形成を推進する区域において、区域の範囲、その区域内での景観形成の方針、建築行為等に対する制限に関する事項等を定めるものです。

大阪府では、大阪府景観形成基本方針に基づき、府域の景観上重要な区域について、大阪府景観審議会や関係市町村、地域住民の方々等の意見をお聴きしながら、順次、景観計画を策定しています。

それぞれの景観計画区域の範囲は、大阪府住宅まちづくり部建築指導室建築企画課または関係市町村の景観担当の窓口で確認してください。

◆景観法に基づく景観行政団体または景観条例を制定している市町村については、大阪府の景観計画の区域には含まれませんので、府の届出制度は適用されません。この場合、各市町村の景観条例または景観計画に基づく届出が必要となりますが、大阪府とは届出対象となる建築物の規模等が異なる場合がありますので、詳しくは各市町村の担当部局にお問い合わせください。(P13参照)

良好な景観の形成に関する方針(景観形成方針)

大阪府景観計画では、景観計画区域の景観形成の目標や基本方針などを示す「良好な景観の形成に関する方針(景観形成方針)」を策定しています。建築行為等の計画にあたっては、その趣旨を十分踏まえて設計を行ってください。

届出にあたっては、各景観計画区域に対応した「景観形成方針への配慮のチェックリスト」を添付していただきます。景観形成方針の内容は、計画のできるだけ早い段階でチェックしていただき、設計に反映させてください。

良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項(景観形成基準)

「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項(景観形成基準)」は、景観計画区域において行う届出の対象となる行為の設計にあたって、景観を阻害する要因を排除し、良好な景観の形成のために配慮すべき事項を示しています。この事項に基づく指導に従っていただけない場合は、勧告・公表・変更命令を行うことがあります。

届出にあたっては、各景観計画区域に対応した「景観形成基準との適合チェックリスト」を添付していただきます。この内容についても、計画のできるだけ早い段階でチェックしていただき、設計に反映させてください。

景観計画区域の概要

凡例

【景観計画の区域】

- : 景観計画区域 (道路軸)
- : 景観計画区域 (河川軸)
- : 景観計画区域 (山並み・緑地軸)
- : 景観計画区域 (湾岸軸)
- : 景観計画区域 (歴史軸)

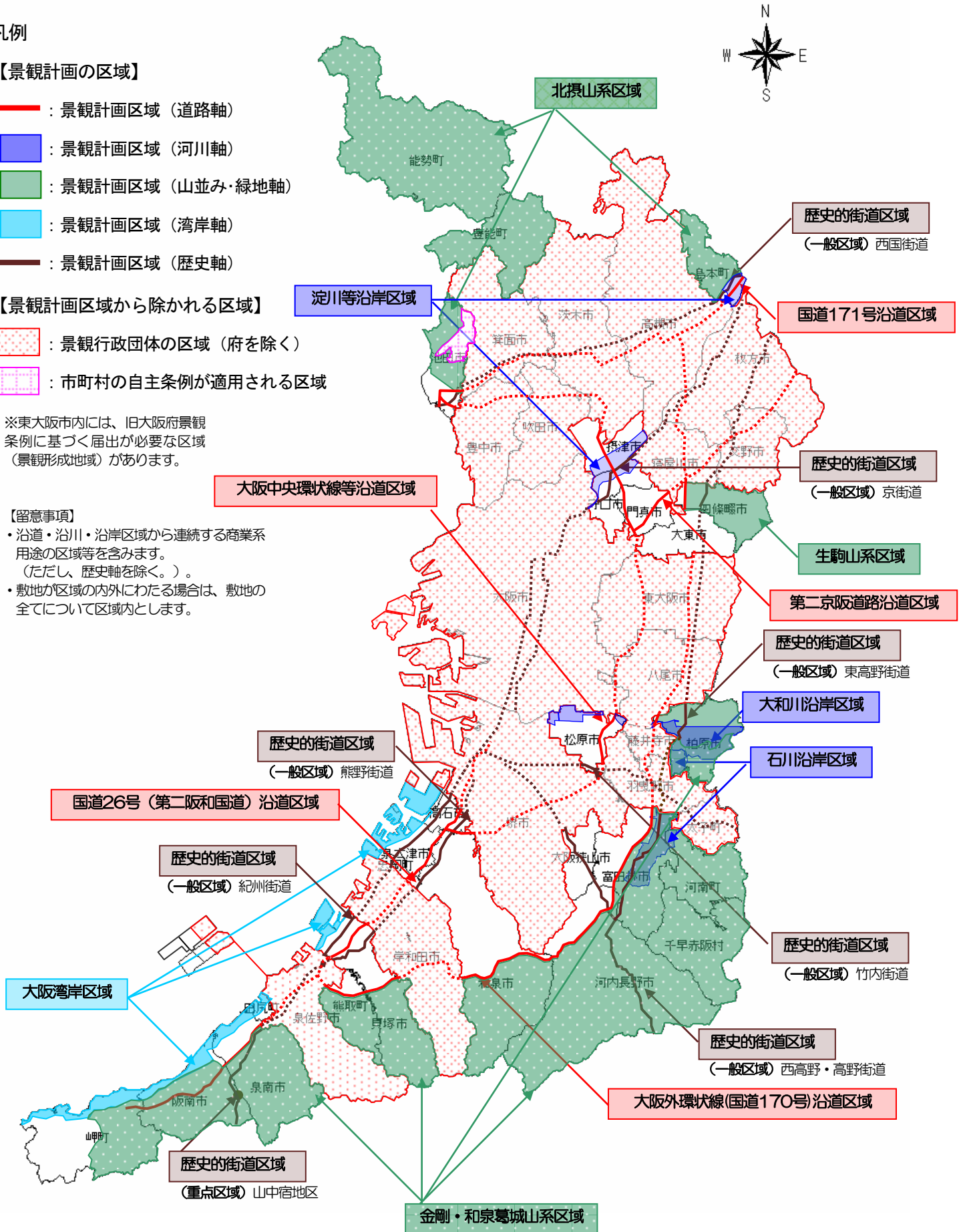
【景観計画区域から除かれる区域】

- : 景観行政団体の区域 (府を除く)
- : 市町村の自主条例が適用される区域

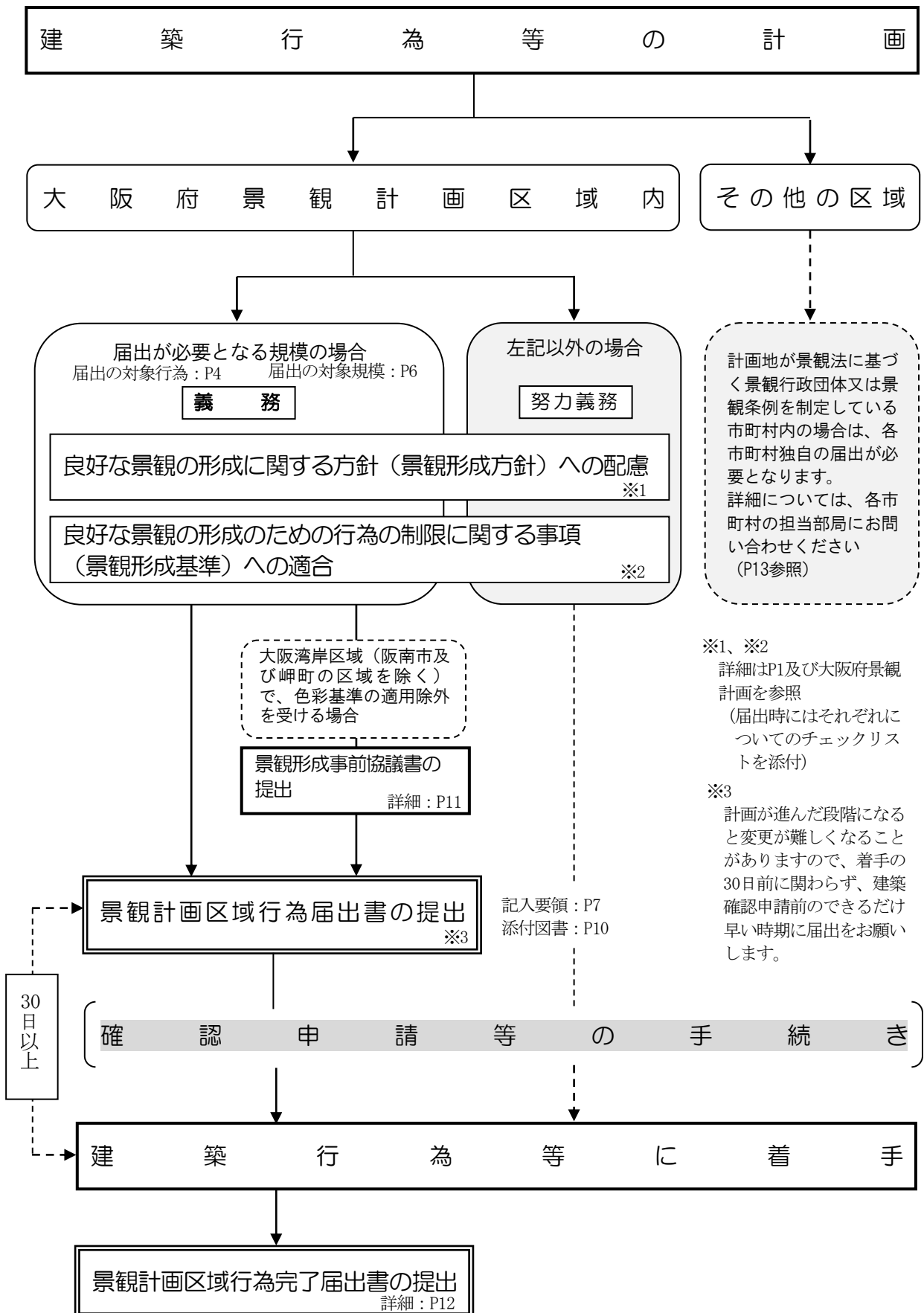
※東大阪市内には、旧大阪府景観条例に基づく届出が必要な区域 (景観形成地域) があります。

【留意事項】

- 沿道・沿川・沿岸区域から連続する商業系用途の区域等を含みます。
(ただし、歴史軸を除く。)
- 敷地が区域の内外にわたる場合は、敷地の全てについて区域内とします。



手続きの流れ



※1、※2
詳細はP1及び大阪府景観計画を参照
(届出時にはそれぞれについてのチェックリストを添付)

※3
計画が進んだ段階になると変更が難しくなることがありますので、着手の30日前に関わらず、建築確認申請前のできるだけ早い時期に届出をお願いします。

届出の対象行為

景観計画区域内で一定規模を超える建築物または工作物の建設等をしようとするときは、建築主の方は、事前に景観計画区域行為届出書(様式第1号)(国の機関または地方公共団体が建築主の場合は景観計画区域行為通知書(様式第6号))を提出してください。この届出に基づき、設計の内容を別に定めている景観形成基準に適合しているかの確認を行います。

なお、敷地の一部でも景観計画区域に入っていれば、建築物等を景観計画区域外に建設する場合でも届出が必要となります。

届出の対象となる行為

■ 建築物の場合

- ◆ 新築 … 更地に建築物を造ることで、増築、改築及び移転のいずれにも該当しないもの
- ◆ 増築 … 一つの敷地内の既存の建築物の延べ面積を増加させること(既存建築物のある敷地内に用途上不可分の別棟を建てる場合を含む)
- ◆ 改築 … 建築物の全部もしくは一部を除却または災害等により滅失した後に、これと用途、規模及び構造の著しく異なるものを造ること
- ◆ 移転 … 同一の敷地内で建築物を移動すること
- ◆ 外観の過半を変更することとなる修繕
… 外観の過半の変更を伴う主要構造部の一種以上について修繕を行うこと
「修繕」とは、既存の建築物の部分に対して概ね同様の形状、寸法、材料により行われる工事
- ◆ 外観の過半を変更することとなる模様替
… 外観の過半の変更を伴う主要構造部の一種以上について模様替を行うこと
「模様替」とは、概ね同様の形状、寸法によるが、材料、構造種別等が異なるような、既存の建築物の部分に対する工事
- ◆ 外観の過半の色彩の変更
… 外壁や屋根などの色彩を過半にわたり変更すること

■ 工作物の場合

建築物の場合の上記の態様に相当する行為をいいます。

【参考】

■ 建築物とは

建築基準法第2条第1号に定義するものをいいます。

■ 工作物とは

大阪府景観条例では、次のものを工作物と定義しています。

- ◆ 煙突
独立のものが工作物に該当します。建築物に設けられる煙突は建築設備に該当し、建築物に含まれます。
- ◆ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱など
電線路、電話線路などの架空電線路用の柱、電力会社などの電気事業者が保安通信設備として使用するもの、旗ざおは含みません。
- ◆ 装飾塔、記念塔など
広告塔や広告板は含みません。これらは別途屋外広告物条例に基づく手続が必要となる場合があります。
- ◆ 高架水槽、サイロ、物見塔など
独立のものが工作物に該当します。サイロには、飼料、肥料、穀物、セメントなどの貯蔵施設が該当します。
- ◆ 擁壁、垣、さくなど
単独で設置される門、塀もこれに含まれますが、建築物に付属するものは建築物にあたります。

- ◆コースター、観覧車などの遊戯施設
建築基準法施行令第138条第2項第2号及び第3号で規定している遊戯施設と同一のものが該当します。
- ◆コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシュプラント
これらに附属する施設で土地に定着するものも含まれます。
- ◆自動車車庫の用途に供する工作物
建築物に該当しない機械式駐車装置などが該当します。
- ◆石油、ガスなどを貯蔵する工作物
上記のサイロに該当する貯蔵施設以外の石油やガスの貯蔵施設が該当します。
- ◆汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物
「その他の処理施設」には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物処理施設と1日の処理能力が5t以上のごみ処理施設が該当します。

適用除外

景観計画区域内で行う行為であっても、次の行為については、上記の届出をする必要はありません。

- ◆災害のために必要な応急措置として行う行為
 - ・建築基準法第85条第2項の災害があった場合の応急仮設建築物が該当します。
- ◆他の法律・条例に基づく制度により目的が達せられると認められる行為
 - ・建築基準法第85条第5項の規定による仮設建築物の許可を受けて行う行為(仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗等)
 - ・文化財保護法に基づく重要文化財、重要有形民族文化財、史跡名勝天然記念物について行う行為及び伝統的建造物群保存地区に関する市町村の条例の規定による許可等を受けて行う行為
 - ・都市公園法に基づく都市公園の区域内で行う行為
 - ・自然公園法に基づく国定公園の区域内で行う行為
 - ・都市緑地法に基づく緑地保全地区の区域内で行う行為
 - ・大阪府文化財保護条例に基づく府指定有形文化財、府指定有形民族文化財、府指定史跡名勝天然記念物について行う行為
 - ・大阪府風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づく風致地区の区域内で行う行為
 - ・大阪府自然環境保全条例に基づく大阪府自然環境保全地域、大阪府緑地環境保全地域の区域内で行う行為
 - ・大阪府自然海浜保全地区条例に基づく自然海浜保全地区の区域内で行う行為
 - ・大阪府立自然公園条例に基づく特別地域の区域内で行う行為
- ◆新たに景観計画区域になった区域において既に着手している行為
- ◆新たに景観計画区域になった日から30日以内に着手する行為
- ◆建築基準法第85条第2項の仮設建築物に係る行為
 - ・工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場など
- ◆一時的に使用するための工作物に係る行為
- ◆地下または水面下で行う行為
 - ・一つの行為が地上と地下にわたる場合、水面の上下にわたる場合は、対象となります。
- ◆法令またはこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ◆敷地の外から見るできない行為
 - ・中庭部分の壁面の色彩の変更や広大な敷地内の建築などで、敷地の外から見るできない場合などが該当します。

届出の対象規模

景観計画区域において行為の届出が必要となる建築物又は工作物の規模は、次の表のとおりです。

対象物件		届出対象規模
建築物	大阪湾岸区域・歴史的街道区域(重点区域) 以外に適用	高さ20mまたは 建築面積2,000㎡を超えるもの
	大阪湾岸区域に適用	高さが20mまたは 建築面積が2,000㎡を超えるもの <u>ただし、建築物の増築の内、道路境界線から10mを 超える位置において、増築部分の高さが10m以内 で、建築面積が500㎡以内、かつ、増築前の建築面 積の1/10以内の場合は、届出の対象としない。</u>
	歴史的街道区域(重点区域)に適用	すべて
工作物(歴史的街道区域(重点区域)以外)	・煙突 ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱など ・装飾塔、記念塔など ・高架水槽、サイロ、物見塔など	高さ20mを超えるもの (工作物が建築物と一体となって設置される場合は 地盤面から工作物の上端までの高さ)
	・擁壁、垣、さくなど ・コースター、観覧車などの遊戯施設 ・コンクリートプラント、アスファルトプラント 及びクラッシャープラント ・自動車車庫の用途に供する工作物 ・石油、ガスなどを貯蔵する工作物 ・汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施 設の用途に供する工作物	高さ20mまたは 築造面積2,000㎡を超えるもの
工作物(歴史的街道区域(重点区域))	煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、 装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見 塔、擁壁、ウォーターシュート、コースター、メ リーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリ ートプラント、アスファルトプラント及びクラッシャ ープラント、自動車車庫の用途に供する工作 物、石油、ガスその他これらに類するものを 貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場 その他の処理施設の用途に供する工作物等	建築確認申請が必要な規模のもの
	垣、さくその他これらに類する工作物等	すべて

届出時期(期限)

景観法第18条の規定により、景観計画区域における上記行為については、届出後30日を経過しないとその行為に着手することができません。よって、着工予定日の30日前には届出してください。

計画が進んだ段階になると、変更が難しくなることがありますので、着工の30日前に関わらず、建築確認申請前のできるだけ早い時期に届出をお願いします。

景観計画区域行為届出書記入要領

様式第1号(第3条関係)

景観計画区域行為届出書

年 月 日

大阪府知事 様

届出者 住所

氏名

①

⑩

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

景観計画区域において届出の対象となる行為をしたいので、景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

景観計画区域の名称		②				
行為の場所		③				
行為の着手予定年月日		④年 月 日	行為の完了予定年月日	⑤年 月 日		
建築物又は工作物の種類等		建築物(用途 ⑥)・工作物(種類 ⑥)				
行為の種類別		⑦新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替・外観の過半の変更				
他の法令に基づく地域・地区等の指定		⑧				
設計又は方法は施工方法	建築物		計画に係る部分	計画以外の部分	合計	
		敷地面積			⑨ m ²	
		建築面積	⑩ m ²	⑩ m ²	m ²	
		高さ	⑩ m	⑩ m		
		外観の変更面積	⑪ m ²	⑪ m ²	⑪ m ²	
		構造・階数	⑫			
	仕上げ材料	屋根	⑬			
		外壁	⑬			
	色彩	屋根	⑭			
		外壁	⑭			
	屋上に設置する建築設備		⑮			
	工	工作物		計画に係る部分	計画以外の部分	合計
			築造面積	⑯ m ²	⑯ m ²	⑯ m ²
高さ			⑯ m	⑯ m		
外観の変更面積			⑰ m ²	⑰ m ²	m ²	
構造			⑱			
仕上げ材料			⑲			
色彩			⑲			
建築物に設置する場合の当該建築物の高さ		⑳ m				
景観形成のために特に配慮した事項		㉑				
設計者	住所	㉒	※受付欄			
	氏名	㉒				
	電話番号	㉒				

備考 ※印の欄には、記入しないで下さい。

- ① 届出者
届出義務者は、建築物の場合は建築主、工作物の場合は築造主です。
- ② 景観計画区域の名称
届出に係る行為が行われる場所が含まれる景観計画区域の名称を記入してください。複数の景観計画区域に含まれる場合は、すべての名称を記入してください。
- ③ 行為の場所
届出に係る行為が行われる場所の住居表示または地名地番を記入してください。
- ④ 行為の着手予定年月日
届出に係る建築物または工作物の着工予定年月日を記入してください。なお、景観法及び景観法施行令により、根切り工事、山留め工事、ウェル工事、ケーソン工事その他基礎工事については行為着手制限の例外となります。
- ⑤ 行為の完了予定年月日
届出に係る建築物または工作物の竣工予定年月日を記入してください。
- ⑥ 建築物又は工作物の種類等
建築物の場合は、住居、事務所、店舗、工場、倉庫等の用途の種類、工作物の場合は、4ページの「工作物とは」を参考の上、煙突、装飾塔、高架水槽、擁壁など、大阪府景観条例施行規則第10条各号で列挙している種類を記入してください。
- ⑦ 行為の種別
4ページの「届出の対象行為」を参考の上、該当する事項を○で囲んでください。
- ⑧ 他の法令に基づく地域・地区等の指定
都市計画法に基づく用途地域、高度地区などを記入してください。
- ⑨ 敷地面積
届出に係る建築物又は工作物が存する敷地の面積を記入してください。
- ⑩ 建築物の建築面積、高さ
届出に係る建築物の建築面積及び高さを「計画に係る部分」の欄に、届出に係る建築物以外の既存の建築物がある場合は、その建築面積及び高さを「計画以外の部分」の欄にそれぞれ記入してください。届出に係る建築物及び既存の建築物がそれぞれ複数ある場合はすべての建築物について記入し、それぞれの欄に記入しきれない場合は、別紙に記入の上添付してください。また、建築面積は、計画に係る部分と計画以外の部分の合計を記入してください。
なお、「建築面積」及び「高さ」は建築基準法施行令第2条に基づくものです。
- ⑪ 外観の変更面積
色彩に係る外観の過半の変更の場合は、変更する部分の面積を「計画に係る部分」の欄に、変更しない部分の面積を「計画以外の部分」の欄にそれぞれ記入し、その合計の面積を記入してください。届出に係る建築物等が複数ある場合は、すべての建築物について記入してください。
- ⑫ 構造・階数
「構造」については、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。「階数」については、届出に係る建築物が複数ある場合はすべての建築物について記入してください。
- ⑬ 仕上げ材料
「屋根」については、日本瓦、波形スレート葺き等を記入してください。
「外壁」については、小口平タイル貼り、吹付タイル仕上げ、AEPS仕上げ等を記入してください。バルコニー等がある場合は、バルコニー外壁の仕上げ及び手すりの仕様(アルミ、型板ガラス、パンチング等)について記入してください。

届出に係る建築物が複数ある場合は、すべての建築物について記入してください(既存建築物を含む)。

⑭ 色彩

屋根及び外壁の基調色(ベースカラー)を、「淡い黄色」「深い黄赤色」など、できるだけ詳しく記入すると共に、修正マンセル表色系に基づく表示もしてください。(日本産業規格「三属性による色の表示方法」JISZ8721に基づく三属性による表示、または日本産業規格「物体色の色名」JISZ8102に基づく色名による表示を参照してください。)

なお、詳細は立面図に着色し、それぞれ修正マンセル表色系に基づく表示をしてください。

⑮ 屋上に設置する建築設備

電気設備、冷暖房設備、煙突、避雷針など、屋上に設置する建築設備がある場合は、すべて記入してください。

⑯ 工作物の築造面積、高さ

建築物の建築面積、高さに応じて「計画に係る部分」、「計画以外の部分」、「合計」の欄を記入してください。工作物を建築物の屋上等に設置する場合でも、「高さ」は工作物単独の高さを記入してください。

⑰ 工作物を建築物に設置する場合の当該建築物の高さ

届出に係る工作物を建築物の屋上に設置する場合に、当該建築物の高さを記入してください。

⑱ 景観形成のために特に配慮した事項

届出に係る建築物等、外構施設などについて、景観に配慮した事項、デザイン・色彩等で工夫した点などを記入してください。この欄に記入しきれない場合は、別紙に記入の上、添付してください。

また、別紙「景観形成方針への配慮のチェックリスト」及び「景観形成基準との適合チェックリスト」も記入し、添付してください。なお「景観形成基準との適合チェックリスト」はA3版に拡大の上、記入してください。

⑲ 設計者

設計者の住所、氏名、電話番号を記入してください。

届出の添付図書

景観計画区域における行為の届出に添付が必要な図書は、次の表のとおりです。
以下のものに加えて、完成後のイメージパースがある場合は、参考として添付してください。

図書等の種類	明示すべき事項等	添付の要否	
		建築物	工作物
委任状	・委任事項	○	○
チェックリスト	・「景観形成方針への配慮のチェックリスト」 ・「景観形成基準との適合チェックリスト」 ※複数の景観計画区域に含まれる場合は、対応する全てのチェックリストを添付してください	○	○
付近見取図	・方位 ・道路 ・目標となる地物 ・特定行為の場所	○	○
配置図	・縮尺 ・方位 ・敷地の境界線 ・敷地内における建築物等の位置 ・届出に係る建築物等と他の建築物等との別 ・植栽する樹木の位置、種類、規格(高さ・枝張り)及び数量 ・植栽する芝生の位置 ・緑地面積及び敷地に対する緑地面積の割合 ・門や塀などの附属する施設の位置及び材料の種別 ・敷地に接する道路の位置及び幅員	○	○
一階及び基準階の平面図	・縮尺 ・方位 ・主要部分の寸法 ・開口部の位置	○	
屋根伏図	・縮尺 ・方位 ・主要部分の寸法 ・開口部の位置 ・建築設備の位置 (建築設備) ・電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙及び汚物処理の設備、煙突、昇降機、避雷針	○	
四面以上の立面図 (着色が必要)	・縮尺 ・外観上主要な部分の材料の種別及び色彩 (修正マンセル表色系に基づいて表示してください) ・基準を超えるサブカラー・アクセントカラーの使用面積・見付面積割合 ・開口部、軒、建築設備及び物干金物等の位置及び形状	○	○
主要断面図	・縮尺 ・屋根の形状	○	
カラー写真	・特定行為に係る敷地及びその付近の建築物等の形態、色彩その他の現況	○	○
写真撮影の位置図	・写真を撮影した位置及び方向	○	○

注)

- ・各図面の縮尺は特に問いません。基本的には、建築確認申請に添付予定のもので構いません。
- ・敷地の外のどこからも見ることができない壁面がある場合は、その壁面の立面図を添付する必要はありません。
- ・写真を撮影した位置及び方向を付近見取図または配置図に示した場合は、写真撮影の位置図を添付する必要はありません。
- ・別途“緑化(植栽)計画図”を作成されている場合は、添付してください。
- ・壁面緑化や屋上緑化、或いは花壇設置等を行われる場合は、当該計画内容がわかる参考図面等を添付してください。
- ・緑地面積については、敷地内において樹木や芝生等により緑化されている面積を示します。

景観形成事前協議書(大阪湾岸区域における色彩基準の適用除外特例)

大阪湾岸区域(阪南市及び岬町の区域を除く。)内において色彩の基準の適用除外を受けようとする場合は、景観法第16条第1項又は第2項の規定による届出に先立ち、色彩の基準の適用除外の条件である、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するかについて、協議するための景観形成事前協議書(様式第3号)を提出してください。

- 一 地域の魅力向上につながるものと知事が認めるとき。
- 二 当該建築物又は工作物の機能を維持するためにやむを得ないものと知事が認めるとき。
- 三 地区計画等において、建築物又は工作物の色彩の制限が定められているとき。

■添付図書

景観法第16条第1項の規定による景観計画区域における行為の届出の際に添付すべき図書(10ページ参照)、また、市町村との協議等による同意書等がある場合は添付してください。

■協議期限

景観形成事前協議書は、景観計画区域行為届出書を提出する日の概ね30日前までに提出し、協議を行ってください。(概ね、工事に着手する60日前と考えてください)

景観計画区域行為変更届出書

景観法第16条第1項の規定による景観計画区域における行為の届出をした後に、その行為の設計又は施行方法の内容を変更しようとするときは、建築主の方は、事前に景観計画区域行為変更届出書(様式第2号)を提出してください。この届出に基づき、変更部分の内容が景観形成基準に適合しているかの確認を行います。

■添付図書

景観法第16条第1項の規定による景観計画区域における行為の届出の際に添付すべき図書(10ページ参照)のうち、設計または施行方法の内容の変更に伴い、その内容が変更されることになる図書を添付してください。

■届出期限

行為変更届は、変更部分の行為に着手する日の30日前までに提出しなければなりません。変更部分が景観形成基準に適合しているか確認しますので、できるだけ早い時期に届出をお願いします。

■行為変更届出書の提出を要しない変更

行為の設計又は施行方法の内容の変更であっても、次のような変更については、行為変更届出書を提出する必要はありません。

◆軽微な変更

・景観形成基準に基づく指導に該当しないような変更

①建築物等の配置、規模及び形態、②建築物等の外観の色彩及び素材、③植栽する樹木の位置及び種類以外の変更をいいます。

・敷地の外から見ることができない変更

外観に影響しない屋内の設計の変更や、屋外であっても中庭部分の色彩や樹木の変更などのように、敷地の外から見ることができない変更をいいます。

◆知事の指導、勧告や変更命令に基づく変更

行為の届出をした後に、景観形成基準に基づく指導、勧告や変更命令に従い、変更した場合をいいます。

氏名等変更届出書

景観法第16条第1項の規定による景観計画区域における行為の届出をした後、行為の完了までに次の事項に変更があったときは、氏名等変更届出書(様式第4号)を提出してください。

この場合は、行為変更届の場合と異なり、事後の届出となります。

■氏名等の変更届の対象となる変更

- ◆氏名または法人の名称の変更
- ◆住所の変更
- ◆法人の代表者の変更
- ◆行為に着手する予定の日の変更
- ◆行為の完了する予定の日の変更

行為取りやめ届出書

景観法第16条第1項の規定による景観計画区域における行為の届出をした後に、その行為を取りやめたときは、行為取りやめ届出書(様式第5号)を提出してください。

景観計画区域行為完了届出書

景観法第16条第1項の規定により届出をした行為を完了したときは、下記の図書を添えて、景観計画区域行為完了届出書(様式第7号)を提出してください。

■添付図書

◆行為が完了した後の建築物等の外観を示す写真

できる限り建築物等の各壁面について、形態や意匠、色彩などがわかる写真を添付してください。また、ダクト類や屋外階段などの外壁附属物、建築設備や高架水槽などの屋上附属物など、景観形成基準に関係する設備等がある場合は、それらの状況のわかる写真を添付してください。

◆行為が完了した後の敷地内の状況を示す写真

駐車場、駐輪場、ごみ置場などの屋外附属物、門や塀、植栽(特に道路に面する部分)など、外構施設の状況がわかる写真を添付してください。

◆上記の写真を撮影した位置及び方向を示す図面

写真を撮影した位置及び方向は、付近見取図や配置図などに示してください。

書類の提出部数

上記のすべての届出書及び添付図書は、2部(正1部・副1部)提出してください。

提出いただいた書類は、窓口で受け付けた後に副本1部を返却しますので、保管しておいてください。

罰則

景観計画区域において建築行為等をしようとする場合の届出、行為の変更の届出及び行為の完了の届出をしない場合、または、虚偽の届出をした場合、変更命令に従わない場合には、景観法または大阪府景観条例に基づき罰則が科せられることがあります。

届出の窓口

届出は、大阪府建築部建築指導室建築企画課において受け付けます。

ただし、事務移譲をしている市の場合は、行為をしようとする市の景観担当部局が届出窓口となります。

<大阪府が届出窓口となるエリア>

自治体
能勢町・豊能町・島本町・四条畷市・門真市・柏原市・松原市・大阪狭山市・富田林市・河南町・千早赤阪村・河内長野市・和泉市・高石市・泉大津市・忠岡町・貝塚市・熊取町・田尻町・泉南市・阪南市・岬町

<市が届出窓口となるエリア>

自治体	担当課(室)	電話(代表)
池田市	まちづくり推進部 都市政策課	072-752-1111
摂津市	建設部 都市計画課 計画係	06-6383-1111
守口市	都市整備部 住宅まちづくり課	06-6992-1221

参 考

<景観法に基づく景観行政団体または景観条例を制定している市町村の届出窓口>

※このたびきとは基準や手続きが異なりますので、詳細については各市町村でご確認ください。

自治体	担当課(室)	電話(代表)
大阪市	都市計画局 計画部 都市計画課	06-6208-8181
堺市	建築都市局 都市計画部 都市景観室	072-233-1101
東大阪市	土木部 みどり景観課	06-4309-3227
高槻市	都市創造部 都市づくり推進課	072-674-7552
豊中市	都市計画推進部 都市計画課	06-6858-2525
枚方市	都市整備部 住宅まちづくり課	072-841-1221
八尾市	建築部 審査指導課	072-991-3881
箕面市	みどりまちづくり部 まちづくり政策室	072-723-2121
吹田市	都市計画部 都市計画室	06-6384-1231
岸和田市	まちづくり推進部 都市計画課	072-423-2121
茨木市	都市整備部 都市政策課	072-622-8121
寝屋川市	都市基盤整備部 審査指導課	072-824-1181
交野市	都市整備部 都市計画課	072-892-0121
太子町	まちづくり推進部 地域整備課	0721-98-0300
泉佐野市	都市整備部 都市計画課	072-463-1212
藤井寺市	都市整備部 都市計画課	072-939-1111
羽曳野市	都市開発部 都市計画課	072-958-1111
大東市	都市整備部 都市政策室 都市政策課	072-870-9658

【大阪府景観条例・大阪府景観計画及び届出に関するお問い合わせ先】

大阪府建築部建築指導室建築企画課調整グループ

所在地 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎27階

ダイヤルイン 06-6210-9718 (代表番号 06-6941-0351 (内線3028))

FAX 06-6210-9714

E-mail kenchikushido-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp